

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等） 第二十七条の五（略）</p> <p>2 前項に規定する特許出願をするとき（特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同項の翻訳文を提出するとき）は、前項の配列表を特許庁長官が定める方式に従つて記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を、特許庁長官に提出しなればならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前二項の規定により磁気ディスクを提出する場合は、様式第二十二により作成した物件提出書を当該磁気ディスクに添付しなければならぬ。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定により磁気ディスクを提出するときは、願書に添付した明細書に記載した配列とその磁気ディスクに記録した配列が同一である旨の陳述書をその磁気ディスクに添付しなければならぬ。</p> <p>6 第二項及び第三項の規定により提出した磁気ディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。</p>	<p>（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等） 第二十七条の五（略）</p> <p>2 前項に規定する特許出願をするとき（特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同項の翻訳文を提出するとき）は、前項の配列表を特許庁長官が定める方式に従つて記録したフレキシブルディスクを、特許庁長官に提出しなればならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前二項の規定によりフレキシブルディスクを提出する場合は、様式第二十二により作成した物件提出書を当該フレキシブルディスクに添付しなければならぬ。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定によりフレキシブルディスクを提出するときは、願書に添付した明細書に記載した配列とそのフレキシブルディスクに記録した配列が同一である旨の陳述書をそのフレキシブルディスクに添付しなければならぬ。</p> <p>6 第二項及び第三項の規定により提出したフレキシブルディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。</p>

<p>第三十八條の十三の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により特許法第百八十四條の五第一項に規定する書面を提出する者が第二十七條の五第二項に規定する磁気ディスクを提出しようとする場合であつて、当該磁気ディスクが特許庁長官に提出されているときは、同項の規定にかかわらず、当該磁気ディスクを提出することを要しない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（磁気ディスクの提出）</p> <p>第五十條の十一 審判官は、審決書の作成に用いるときその他必要があるときと認める場合であつて、当事者又は参加人が提出した書面に記載した内容を磁気ディスクに記録しているときは、その当事者又は参加人に対し、その複製物の提出を求めることができる。</p>	<p>い。</p> <p>第三十八條の十三の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により特許法第百八十四條の五第一項に規定する書面を提出する者が第二十七條の五第二項に規定するフレキシブルディスクを提出しようとする場合であつて、当該フレキシブルディスクが特許庁長官に提出されているときは、同項の規定にかかわらず、当該フレキシブルディスクを提出することを要しない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（フレキシブルディスク等の提出）</p> <p>第五十條の十一 審判官は、審決書の作成に用いるときその他必要があるときと認める場合であつて、当事者又は参加人が提出した書面に記載した内容をフレキシブルディスクその他の磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）に記録しているときは、その当事者又は参加人に対し、その複製物の提出を求めることができる。</p>
<p>（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）</p> <p>第三十八條の十三の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により特許法第百八十四條の五第一項に規定する書面を提出する者が第二十七條の五第二項に規定する磁気ディスクを提出しようとする場合であつて、当該磁気ディスクが特許庁長官に提出されているときは、同項の規定にかかわらず、当該磁気ディスクを提出することを要しない。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）</p> <p>第三十八條の十三の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により特許法第百八十四條の五第一項に規定する書面を提出する者が第二十七條の五第二項に規定するフレキシブルディスクを提出しようとする場合であつて、当該フレキシブルディスクが特許庁長官に提出されているときは、同項の規定にかかわらず、当該フレキシブルディスクを提出することを要しない。</p> <p>4・5（略）</p>

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
22	3	<p>3 第27条の5第2項及び第3項（実用新案法施行規則第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定により<u>磁気ディスク</u>を提出するときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 「【提出する物件】」の欄に次のように記載する。</p> <p>【提出する物件】 1 <u>磁気ディスク</u> 1枚 2 陳述書 1通 3 <u>磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面</u> 1通</p> <p>ロ 「陳述書」は、次の文例により作成する。「事件の表示」の項目は、様式第4備考1に従って記載する。この場合において、「【】」は「」と、「】」は「」と読み替えるものとする。</p> <p>（文例）</p> <p style="text-align: center;">陳 述 書</p> <p>特許庁長官 殿</p> <p>本書に添付した<u>磁気ディスク</u>に記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>事件の表示</p> <p>発明の名称</p> <p>特許出願人・代理人 ㊟</p> <p>ハ 「<u>磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面</u>」は、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「事件の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成</p>	<p>3 第27条の5第2項及び第3項（実用新案法施行規則第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定により<u>フレキシブルディスク</u>を提出するときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 「【提出する物件】」の欄に次のように記載する。</p> <p>【提出する物件】 1 <u>フレキシブルディスク</u> 1枚 2 陳述書 1通 3 <u>フレキシブルディスクの記録形式等の情報を記載した書面</u> 1通</p> <p>ロ 「陳述書」は、次の文例により作成する。「事件の表示」の項目は、様式第4備考1に従って記載する。この場合において、「【】」は「」と、「】」は「」と読み替えるものとする。</p> <p>（文例）</p> <p style="text-align: center;">陳 述 書</p> <p>特許庁長官 殿</p> <p>本書に添付した<u>フレキシブルディスク</u>に記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>事件の表示</p> <p>発明の名称</p> <p>特許出願人・代理人 ㊟</p> <p>ハ 「<u>フレキシブルディスクの記録形式等の情報を記載した書面</u>」は、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「事件の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することに</p>

する。

二 「【返還の申出】」の欄は設けない。

より作成する。

二 「【返還の申出】」の欄は設けない。

改正案	現行
<p>（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等） 第五十条の三（略）</p> <p>2 前項に規定する国際出願（特許庁が国際調査をする国際出願に限る。）をするときは、前項に規定する配列表を特許庁長官が定める方式に従つて記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を、願書に添付しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを願書を添付するとき又は次項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、願書に添付した明細書に記載した配列とその磁気ディスクに記載した配列が同一である旨の陳述書を、その磁気ディスクに添付しなければならない。</p> <p>5 特許庁長官は、出願人が第一項に規定する配列表を願書に添付した明細書に記載していない場合はその配列表を記載した書面を、出願人が第二項に規定する磁気ディスクを願書に添付していない場合はその磁気ディスクを、相当の期間を指定して、提出すべきことを命ずることができる。</p>	<p>（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等） 第五十条の三（略）</p> <p>2 前項に規定する国際出願（特許庁が国際調査をする国際出願に限る。）をするときは、前項に規定する配列表を特許庁長官が定める方式に従つて記録したフレキシブルディスクを、願書に添付しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定によりフレキシブルディスクを願書を添付するとき又は次項の規定による命令に基づきフレキシブルディスクを提出するときは、願書に添付した明細書に記載した配列とそのフレキシブルディスクに記載した配列が同一である旨の陳述書を、そのフレキシブルディスクに添付しなければならない。</p> <p>5 特許庁長官は、出願人が第一項に規定する配列表を願書に添付した明細書に記載していない場合はその配列表を記載した書面を、出願人が第二項に規定するフレキシブルディスクを願書に添付していない場合はそのフレキシブルディスクを、相当の期間を指定して、提出すべきことを命ずることができる。</p>

<p>6 第三項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は前項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面又は磁気ディスクを提出するときは、様式第十五又は様式第十五の二により作成した提出書を当該配列表を記載した書面又は当該磁気ディスクに添付しなければならぬ。</p> <p>7 第五項の規定により配列表を記載した書面又は磁気ディスクを提出すべきことを命じられた者が同項の規定により指定された期間内にその提出をしないときは、審査官は、そのために有効な国際調査をすることができない請求の範囲につき国際調査をすることを要しない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 第二項及び第三項に規定する磁気ディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。</p>	<p>6 第三項の規定によりフレキシブルディスクを提出するとき又は前項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面又はフレキシブルディスクを提出するときは、様式第十五又は様式第十五の二により作成した提出書を当該配列表を記載した書面又は当該フレキシブルディスクに添付しなければならぬ。</p> <p>7 第五項の規定により配列表を記載した書面又はフレキシブルディスクを提出すべきことを命じられた者が同項の規定により指定された期間内にその提出をしないときは、審査官は、そのために有効な国際調査をすることができない請求の範囲につき国際調査をすることを要しない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 第二項及び第三項に規定するフレキシブルディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。</p>
---	---

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
7	18	<p>18 第50条の3第2項の規定により<u>磁気ディスク</u>を願書に添付するときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 「コンピュータ読み取り可能なヌクレオチド又はアミノ酸配列表」の前の 内にレ印を付す。</p> <p>ロ 「その他（書類名を詳細に記載する）」の前の 内にレ印を付すとともに「陳述書、<u>磁気ディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面」と記載する。</p> <p>ハ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第1の備考8に従って記載する。</p> <p>（文例）</p> <p style="text-align: center;">陳述書</p> <p>特許庁長官 殿</p> <p>本書に添付した<u>磁気ディスク</u>に記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>国際出願の表示 発明の名称 特許出願人・代理人 ㊦</p> <p>ニ 「<u>磁気ディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面」は、原則として、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成する。</p>	<p>18 第50条の3第2項の規定により<u>フレキシブルディスク</u>を願書に添付するときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 「コンピュータ読み取り可能なヌクレオチド又はアミノ酸配列表」の前の 内にレ印を付す。</p> <p>ロ 「その他（書類名を詳細に記載する）」の前の 内にレ印を付すとともに「陳述書、<u>フレキシブルディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面」と記載する。</p> <p>ハ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第1の備考8に従って記載する。</p> <p>（文例）</p> <p style="text-align: center;">陳述書</p> <p>特許庁長官 殿</p> <p>本書に添付した<u>フレキシブルディスク</u>に記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>国際出願の表示 発明の名称 特許出願人・代理人 ㊦</p> <p>ニ 「<u>フレキシブルディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面」は、原則として、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成する。</p>
702	7	<p>7 第50条の3第2項の規定により<u>磁気ディスク</u>を願書に添付するときは、次</p>	<p>7 第50条の3第2項の規定により<u>フレキシブルディスク</u>を願書に添付すると</p>

の要領で記載する。

イ 「sequence listing in computer readable form」の前の 内にレ印を付す。

ロ 「other (Specify)」の前の 内にレ印を付すとともに「Statement, Information Such as Recording Form of Magnetic Disk」と記載する。

ハ 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application」の項目は、様式第1の2の備考3に従って記載する。

(文例)

STATEMENT

To:Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and/or amino acid sequence(s) recorded on the magnetic disk is identical to the nucleotide and/or amino acid sequence(s) written in the specification.

Data,

Identification of International Application:

Title of Invention:

Applicant(Agent): Signature

二 「Information Such as Recording Form of Magnetic Disk」は、原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person(Tel(Fax),Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。

きは、次の要領で記載する。

イ 「sequence listing in computer readable form」の前の 内にレ印を付す。

ロ 「other (Specify)」の前の 内にレ印を付すとともに「Statement, Information Such as Recording Form of Flexible Disk」と記載する。

ハ 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application」の項目は、様式第1の2の備考3に従って記載する。

(文例)

STATEMENT

To:Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and/or amino acid sequence(s) recorded on the flexible disk is identical to the nucleotide and/or amino acid sequence(s) written in the specification.

Data,

Identification of International Application:

Title of Invention:

Applicant(Agent): Signature

二 「Information Such as Recording Form of Flexible Disk」は、原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person(Tel(Fax),Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。

15 1 1 法第6条の規定による命令に基づき補正をするときは表題を「手続補正書(法第6条の規定による命令に基づく補正)」とし、法第11条の規定により補正をするときは「手続補正書(法第11条の規定による補正)」とし、令第1条第2項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書(令第1条第2項の規定による命令に基づく補正)」とし、第27条の3第1項の規定により補正をするときは「手続補正書(第27条の3第1項の規定による補

1 法第6条の規定による命令に基づき補正をするときは表題を「手続補正書(法第6条の規定による命令に基づく補正)」とし、法第11条の規定により補正をするときは「手続補正書(法第11条の規定による補正)」とし、令第1条第2項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書(令第1条第2項の規定による命令に基づく補正)」とし、第27条の3第1項の規

正)」とし、第28条第1項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（第28条第1項の規定による命令に基づく補正）」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「第50条の3第3項の規定による磁気ディスク提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づく配列表を記載した書面の提出書」とし、第50条の3第8項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（第50条の3第8項の規定による命令に基づく補正）」とする。

- 6 第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づきフレキシブルディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「7 添付書類の目録」の欄に次のように記載する。

- 5 添付書類の目録
- | | | |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | 配列表に関するコードデータを記録した <u>磁気ディスク</u> | 1枚 |
| 2 | 陳述書 | 1通 |
| 3 | <u>磁気ディスク</u> の記録形式等の情報を記載した書面 | 1通 |

ロ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第1備考8に従って記載する。

(文例)

陳 述 書

特許庁長官 殿

本書に添付した磁気ディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。

平成 年 月 日

国際出願の表示

定により補正をするときは「手続補正書（第27条の3第1項の規定による補正）」とし、第28条第1項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（第28条第1項の規定による命令に基づく補正）」とし、第50条の3第3項の規定によりフレキシブルディスクを提出するときは、「第50条の3第3項の規定によるフレキシブルディスク提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づきフレキシブルディスクを提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づくフレキシブルディスクの提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づく配列表を記載した書面の提出書」とし、第50条の3第8項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（第50条の3第8項の規定による命令に基づく補正）」とする。

- 6 第50条の3第3項の規定によりフレキシブルディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づきフレキシブルディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「7 添付書類の目録」の欄に次のように記載する。

- 5 添付書類の目録
- | | | |
|---|--------------------------------------|----|
| 1 | 配列表に関するコードデータを記録した <u>フレキシブルディスク</u> | 1枚 |
| 2 | 陳述書 | 1通 |
| 3 | <u>フレキシブルディスク</u> の記録形式等の情報を記載した書面 | 1通 |

ロ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第1備考8に従って記載する。

(文例)

陳 述 書

特許庁長官 殿

本書に添付したフレキシブルディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。

平成 年 月 日

発明の名称

特許出願人・代理人



ハ 「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」は、原則として、「出願人氏名(名称)」、「代理人氏名(名称)」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先(電話番号及び担当者の氏名)」の項目を設けて記載することにより作成する。

ニ 「5 補正の対象」及び「6 補正の内容」の欄は設けない。

15の2

1 1 法第6条、令第1条第2項、第28条第1項又は第50条の3第8項の規定による命令に基づき補正をするときは、表題を「CORRECTION」とし、法第11条又は第27条の3第1項の規定により補正をするときは、表題を「AMENDMENT」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「SUBMISSION OF MAGNETIC DISK」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「SUBMISSION OF SEQUENCE LISTING」とする。

4 4 第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「List of Attached Documents」の欄に次のように記載する。

7 List of Attached Documents	1 <u>Magnetic Disk</u> Recording Text	
	Data of Sequence Listing	1
	2 Statement	1
	3 Information Such As Recording Form of <u>Magnetic Disk</u>	1

ロ 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application」の項目は、様式第1の2備考3に従つて記載する。

(文例)

国際出願の表示

発明の名称

特許出願人・代理人



ハ 「フレキシブルディスクの記録形式等の情報を記載した書面」は、原則として、「出願人氏名(名称)」、「代理人氏名(名称)」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先(電話番号及び担当者の氏名)」の項目を設けて記載することにより作成する。

ニ 「5 補正の対象」及び「6 補正の内容」の欄は設けない。

1 法第6条、令第1条第2項、第28条第1項又は第50条の3第8項の規定による命令に基づき補正をするときは、表題を「CORRECTION」とし、法第11条又は第27条の3第1項の規定により補正をするときは、表題を「AMENDMENT」とし、第50条の3第3項の規定によりフレキシブルディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づきフレキシブルディスクを提出するときは、「SUBMISSION OF FLEXIBLE DISK」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「SUBMISSION OF SEQUENCE LISTING」とする。

4 第50条の3第3項の規定によりフレキシブルディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づきフレキシブルディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「List of Attached Documents」の欄に次のように記載する。

7 List of Attached Documents	1 <u>Flexible Disk</u> Recording Text	
	Data of Sequence Listing	1
	2 Statement	1
	3 Information Such As Recording Form of <u>Flexible Disk</u>	1

ロ 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application」の項目は、様式第1の2備考3に従つて記載する。

STATEMENT

To:Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and/or amino acid sequence(s) recorded on the magnetic disk is identical to the nucleotide and/or amino acid sequence(s) written in the specification.

Data,

Identification of International Application:

Title of Invention:

Applicant(Agent): Signature (印)

八 「Information Such as Recording Form of Magnetic Disk」は、原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person(Tel(Fax),Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。

二 「Item to be Corrected (Amended)」及び「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄は設けない。

(文例)

STATEMENT

To:Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and/or amino acid sequence(s) recorded on the flexible disk is identical to the nucleotide and/or amino acid sequence(s) written in the specification.

Data,

Identification of International Application:

Title of Invention:

Applicant(Agent): Signature (印)

八 「Information Such as Recording Form of Flexible Disk」は、原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person(Tel(Fax),Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。

二 「Item to be Corrected (Amended)」及び「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄は設けない。

改正案	現行
<p>（願書等の様式）</p> <p>第十一条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の出入力装置（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。第十三条、第十五条第一項、第十九条の二及び第二十三条の四において同じ。）から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならない。</p> <p>（表略）</p> <p>2（略）</p> <p>（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等）</p> <p>第十二条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上覧に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標</p>	<p>（願書等の様式）</p> <p>第十一条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の出入力装置（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。第十三条、第十五条第一項、第十九条の二及び第二十三条の四において同じ。）から入力し又はフレキシブルディスクに記録しなければならない。</p> <p>（表略）</p> <p>2（略）</p> <p>（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等）</p> <p>第十二条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上覧に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又</p>

章登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。

(表略)

(物件の提出)

第十九条 令第二条第三項の経済産業省令で定める物件は、次に掲げる物件とする。

一〇九 (略)

十 特許法施行規則第二十七条の五第二項及び第三項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき磁気ディスク

十一〇十六 (略)

2 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づき日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇二〇

は防護標章登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。

(表略)

(物件の提出)

第十九条 令第二条第三項の経済産業省令で定める物件は、次に掲げる物件とする。

一〇九 (略)

十 特許法施行規則第二十七条の五第二項及び第三項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべきフレキシブルディスク

十一〇十六 (略)

2 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づき日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇二〇

八号（昭和五十八年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格X〇二〇八号」という。）に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により入出力装置から入力することにより提出するときは、令第二条第三項の規定にかかわらず、前条第一項第十号に掲げる磁気ディスクを提出することを要しない。

（磁気ディスク）

第二十六条 令第八条の磁気ディスクは、次に掲げるものとする。

一 日本工業規格X六二二三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ（両面に磁束反転速度一ラジアン当たり一万五千九百十六磁束反転で記録するものに限る。）

二 光ディスク（日本工業規格X六二八一号（平成四年）に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）

（磁気ディスクへの記録方式）

第二十七条 令第八条の規定による磁気ディスクへの記録は、特許庁長官が定めるところにより、しなければならない。

（提出物件票等）

第二十八条 令第八条の規定による磁気ディスクの提出により特定手

八号（昭和五十八年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格X〇二〇八号」という。）に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により入出力装置から入力することにより提出するときは、令第二条第三項の規定にかかわらず、前条第一項第十号に掲げるフレキシブルディスクを提出することを要しない。

（フレキシブルディスク）

第二十六条 令第八条のフレキシブルディスクは、日本工業規格X六二二三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ（両面に磁束反転速度一ラジアン当たり一万五千九百十六磁束反転で記録するものに限る。）とする。

二 光ディスク（日本工業規格X六二八一号（平成四年）に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第二十七条 令第八条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、特許庁長官が定めるところにより、なければならない。

（提出物件票等）

第二十八条 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出によ

続を行うときは、特許庁長官が定めるところにより、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面をはり付け、様式第三十三により作成した提出物件票を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

一・二 (略)

2 前項の場合において、同時に二以上の磁気ディスクを提出するときは、前項の書面ごとに一で始まる連続番号(以下「磁気ディスクの整理番号」という。)を付し、当該番号を記載しなければならない。

(磁気ディスクに添付する物件)

第二十九条 令第八条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号から第九号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる物件については様式第三十二により作成した手続補足書を、同項第十号に掲げる物件については特許法施行規則様式第二十二により作成した物件提出書を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第二十九条の二 令第八条の規定による磁気ディスクの提出により特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する配列表を含む特許出

り特定手続を行うときは、フレキシブルディスクの日本工業規格X六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付け、様式第三十三により作成した提出物件票を当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。

一・二 (略)

2 前項の場合において、同時に二以上のフレキシブルディスクを提出するときは、前項の書面ごとに一で始まる連続番号(以下「フレキシブルディスクの整理番号」という。)を付し、当該番号を記載しなければならない。

(フレキシブルディスクに添付する物件)

第二十九条 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号から第九号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる物件については様式第三十二により作成した手続補足書を、同項第十号に掲げる物件については特許法施行規則様式第二十二により作成した物件提出書を当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第二十九条の二 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する配列表を含

願又は同条第三項に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める記録方式に従つて日本工業規格X〇二〇八号に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により磁気ディスクに記録して提出するときは、前条の規定にかかわらず、第十九条第一項第十号に掲げる磁気ディスクを添付することを要しない。

む特許出願又は同条第三項に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める記録方式に従つて日本工業規格X〇二〇八号に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式によりフレキシブルディスクに記録して提出するときは、前条の規定にかかわらず、第十九条第一項第十号に掲げるフレキシブルディスクを添付することを要しない。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
33		<p>2 <u>磁気ディスク</u>を提出する事由</p> <p>2 「<u>磁気ディスクを提出する事由</u>」の欄には、「平成何年何月何日に発生した電気通信回線の故障のため」又は「平成何年何月何日に発生した本人の責めによらない屋内配線の故障のため」などの電子情報処理組織を使用して特定手続を行うことができない事由を記載する。</p> <p>3 「提出物件の目録」の欄には、<u>磁気ディスク</u>（第19条第1項第10号に掲げる<u>磁気ディスク</u>を除く）の枚数、<u>磁気ディスク</u>に記録した手続の書類名を記載するとともに、「通」のようにその数を記載する。2枚以上の<u>磁気ディスク</u>を提出するときは、<u>磁気ディスクごとに磁気ディスクの整理番号</u>、記録した手続の書類名も記載するとともに、「通」のようにその数を記載する。また、特許法第107条第6項ただし書、第112条第3項ただし書若しくは第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第6項ただし書、第33条第3項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第42条第6項ただし書若しくは第44条第3項ただし書又は商標法第40条第7項ただし書（第41条の2第5項及び第65条の7第3項において準用する場合を含む。）の規定により、特定手続等に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはり、その左上余白部分に特許出願又は実用新案登録出願に際して添付する書面にあつては、願書の「【整理番号】」の欄に記録した整理番号と同一の整理番号を、その他の手続に際して添付する書面にあつては、出願番号（出願番号の通知前のものについては、「平成何年何月何日提出の特許出願、整理番号」のように記載する。）を記載する。第29条の規定により<u>磁気ディスク</u>に第19条第1項第10号に掲げる<u>磁気ディスク</u>を添付するときは、「配列表に関するコードデータを記録した<u>磁気ディスク</u>」、「陳述書」及び「<u>磁気デ</u></p>	<p>2 <u>フレキシブルディスク</u>を提出する事由</p> <p>2 「<u>フレキシブルディスクを提出する事由</u>」の欄には、「平成何年何月何日に発生した電気通信回線の故障のため」又は「平成何年何月何日に発生した本人の責めによらない屋内配線の故障のため」などの電子情報処理組織を使用して特定手続を行うことができない事由を記載する。</p> <p>3 「提出物件の目録」の欄には、<u>フレキシブルディスク</u>（第19条第1項第5号の2に掲げる<u>フレキシブルディスク</u>を除く）の枚数、<u>フレキシブルディスク</u>に記録した手続の書類名を記載するとともに、「通」のようにその数を記載する。2枚以上の<u>フレキシブルディスク</u>を提出するときは、<u>フレキシブルディスクごとにフレキシブルディスクの整理番号</u>、記録した手続の書類名も記載するとともに、「通」のようにその数を記載する。また、特許法第107条第6項ただし書、第112条第3項ただし書若しくは第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第6項ただし書、第33条第3項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第42条第6項ただし書若しくは第44条第3項ただし書又は商標法第40条第7項ただし書（第41条の2第5項及び第65条の7第3項において準用する場合を含む。）の規定により、特定手続等に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはり、その左上余白部分に特許出願又は実用新案登録出願に際して添付する書面にあつては、願書の「【整理番号】」の欄に記録した整理番号と同一の整理番号を、その他の手続に際して添付する書面にあつては、出願番号（出願番号の通知前のものについては、「平成何年何月何日提出の特許出願、整理番号」のように記載する。）を記載する。第29条の規定により<u>フレキシブルディスク</u>に第19条第1項第5号の2に掲げる<u>フレキシブルディスク</u>を添付するときは、「配</p>

ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」の物件名は記載せず、当該物件名は、第19条第2項の規定により添付する特許法施行規則様式第22により作成した物件提出書の「【提出する物件】」の欄に記載する。

- 4 4 磁気ディスクに添付する書面は、提出物件票を上にして左とじとし、用意に分離し、とじ直しができるように例えばホッチキス等を用いてとじ、磁気ディスクに添付する。

列表に関するコードデータを記録したフレキシブルディスク」、「陳述書」及び「フレキシブルディスクの記録形式等の情報を記載した書面」の物件名は記載せず、当該物件名は、第19条第2項の規定により添付する特許法施行規則様式第22により作成した物件提出書の「【提出する物件】」の欄に記載する。

- 4 フレキシブルディスクに添付する書面は、提出物件票を上にして左とじとし、用意に分離し、とじ直しができるように例えばホッチキス等を用いてとじ、フレキシブルディスクに添付する。